

## 第4編 計画の推進体制と各主体の役割

### I. 推進体制

生涯を通じてだれもが健やかで心豊かに生活できる活力あるまちを築いていくためには、市民一人ひとりが自ら主体的に健康に対する意識をもち、取り組んでいくことが最も重要です。

しかし、個人の力だけでは限界のある健康づくりを推進するために、社会全体で健康づくりに取り組みやすい環境を整備することが必要です。各々の特性を活かしながら連携・協力して推進します。

#### 健康づくり推進協議会

保健・医療・教育・食等の分野の関係団体により構成された健康づくり推進協議会において、状況の共有や意見交換を行うとともに、本市の実情や特性を活かした健康づくりに取り組みます。

また、関係課と協力し、全庁で市民一人ひとりが自ら健康づくりに取り組むことができるよう支援します。

#### 1. 健康まちづくり食育推進会議

保育・教育・保健分野や、農林漁業、食品加工・流通・販売・調理等「食」にかかわる関係団体、食生活改善推進員をはじめとするボランティア団体等からなる食育推進会議を開催し、課題を共有し、効果的な食育事業を推進します。

#### 2. いのち支える南魚沼市自殺対策庁内連携会議

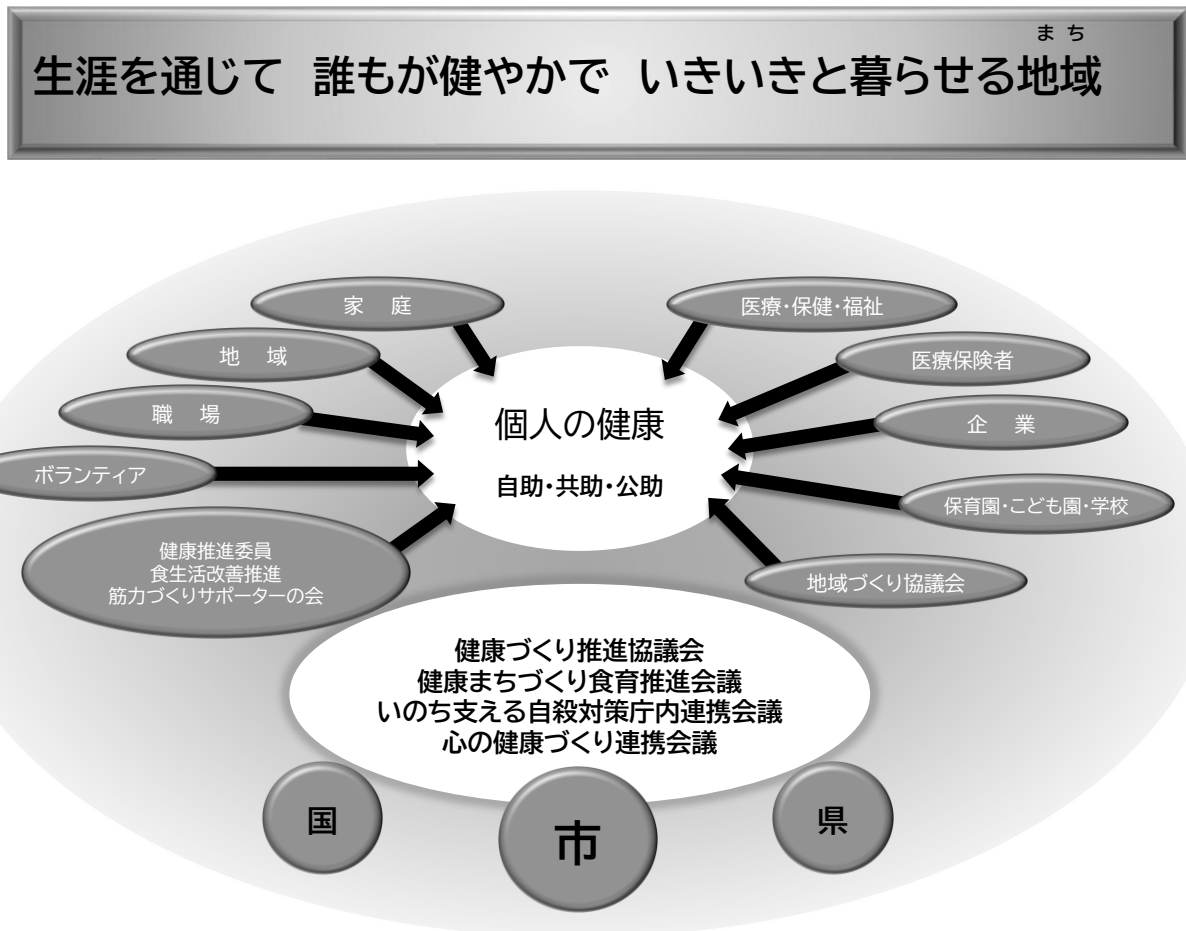
市長を中心とした自殺対策に関する意思決定機関であり、市役所内の各課の係長以上を構成員としています。本連携会議では、市として取り組むべき自殺対策事業の選定及び事業の推進に関する協議・決定を行います。

#### 3. 心の健康づくり連携会議

「いのち支える南魚沼市自殺対策庁内連携会議」における決定事項を共有し、速やかに現場の取組に反映させていくための組織です。庁内各分野の実務担当者や市立病院精神科医、外部の支援関係機関の担当者を構成員としています。

本計画における基本施策、重点施策及び関連する生きる支援については「いのち支える南魚沼市自殺対策庁内連携会議」を中心にPDCAサイクルを用いた年度単位の評価を実施します。あわせて、心の健康づくり連携会議での意見を取り入れることで、目標達成に向けた自殺対策の着実な推進を図ります。

図表 122 計画の推進体制



## II. 各主体の役割

### 1. 市民の役割

市民一人ひとりが、自らの健康に対する意識を高め、「自分の健康は自分でつくる」ことが大切です。まずは、関心をもつことから始め、日々の生活の中で簡単にできることから、健康づくりの取組みを進めていくことが求められます。

### 2. 家庭の役割

家庭は、人が暮らしていく上で最も基本的な単位で、健康的な生活習慣の基本を身につけると、憩いと安らぎと休養の場として生きる力を家族にもたらし、一人ひとりの健康を生涯にわたって育てていく場としての役割を担っています。

子どもの生活習慣は、親の生活習慣がそのまま影響します。健全な生活習慣を確立するためには、親から子へ正しい生活習慣が受け継がれるよう一人ひとりが家族とともに健康について考

え、地域や行政、関係機関等の協力支援のもと、日々の生活の中で健康づくりを積み重ねることが大切です。

### 3. 地域の役割

健康推進員、筋力づくりサポーター、食生活改善推進員等を核として地域における健康づくりに関する情報の提供、学習活動、市民や地域団体が活動する場の提供等が求められます。

活動にあたっては、地域づくり協議会が支援することで、個人の健康づくりが推進されます。また地域活動の活性化や仲間づくりが促進されます。

地域の核となる人材の把握・育成により、地域信頼のネットワークづくりを推進し、ソーシャルキャピタル(社会のつながり)の醸成を図ることが求められます。

### 4. 保育園・こども園・学校の役割

ライフステージに応じた正しい生活習慣の確立及び疾病予防のためには、生活習慣が身に付く時期である幼児期からの働きかけが重要です。

特に食育、性教育、喫煙防止教育、薬物乱用防止教育等の対応や歯科保健の推進を効果的に行うために、関係機関と連携・協働を図り、施策の推進が求められます。また、子どもの頃からの健全な生活習慣の習得に向け、家庭と連携して取組む必要があります。

### 5. 企業・職場の役割

青年期から成年期を過ごす職場環境は、働く人が健康的な生活を送る上で重要です。定期的な健康診査の実施やがん検診を受ける機会の充実、受動喫煙防止対策等健康づくりに取組みやすい環境を整備することが求められます。また、労務管理の観点から、事故、過労死や過労自殺等を防止し、ストレス対策等のメンタルヘルスケアに取組む必要があります。

なお、労働安全衛生法の改正（令和5年5月14日）により、今後、全ての事業所について、ストレスチェックが義務化されます。

### 6. 医療・保健・関係機関の役割

医師会、歯科医師会、薬剤師会等をはじめとする関係機関は、行政等と情報共有し、ネットワークを強化することで、連携、協働して、健康づくりに関する情報提供や相談、生活習慣病予防、病気の重症化予防等について、それぞれ専門性を活かし、より効果的に健康づくりを支援していただくことが求められます。

## 7. 医療保険者の役割

医療保険者は、その加入者の健康の維持、増進のために必要な保健・福祉サービスを提供する機能をもっており、保健担当課と協力し、特定健診受診率及び特定保健指導率の向上に努めるとともに、一次予防重視の保健事業の充実と強化の積極的な実施が期待されます。

## 8. 行政の役割

健康寿命の延伸や健康格差の縮小を目指し、市民の健康づくりの推進役として県や関係機関と連携した健康づくり対策に取り組めます。具体的には、住民一人ひとりの健康づくりへの支援のほかに、市民全体への健康づくりに関する普及啓発、健康推進員、筋力づくりサポーター、食生活改善進員等地区組織の育成・協働、学校や職場、健康づくりに関する団体等との連携・協働による計画推進体制の整備等を行います。

また、保健事業の実施については、地域診断から明らかになった本市の健康課題を市民と共有し、PDCAサイクル（計画、実施、評価、改善）を回して、根拠に基づいた効果的な活動に努めます。

計画の推進にあたっては、市の保健事業分野だけでなく、国保、商工観光、産業、交通政策、環境政策、男女共同参画、学校教育、社会教育、介護、福祉、子育て支援、病院等全部局が今まで以上に健康に関するそれぞれの役割分担を実行するための施策検討の推進に努め、地域と一体となって健康なまちづくりを実現します。

## 資料編

## I. 南魚沼市健康づくり推進協議会委員

区 分	氏 名	所 属
1号委員 学識経験者	鵜川 一寛	新潟県栄養士会魚沼支部
	三宅 久枝	北里大学健康科学部 看護学科
	大平 梨花	社会福祉法人若葉会 わかば保育園
2号委員 医療関係団体の代表者	富永 衛	南魚沼郡市医師会
	中島 雅之	南魚沼歯科医師会
	中條 功一	魚沼薬剤師会
3号委員 民間団体の代表者	曾根 さつき	南魚沼商工会 女性部
	山崎 剛	南魚沼市文化スポーツ振興公社
	松崎 和弘	みなみ魚沼農業協同組合
	和田 直人	南魚沼市社会福祉協議会
	若井 貞子	南魚沼市食生活改善推進員協議会
	南雲 宏美	筋力づくりサポーターの会 (国民健康保険加入者)
4号委員 行政機関の代表者	細田 隆一	南魚沼地域振興局 健康福祉環境部
	田村 剛	六日町小学校
	南雲 真一	大和中学校
5号委員 事業所の代表者	森下 健	ゆきぐに信用組合
	大久保 亮太	ニコ精密機器株式会社

## II. 南魚沼市健康まちづくり食育推進会議委員

区 分	氏 名	所 属
1号委員 学識経験者	真島 和徳	北里大学保健衛生専門学院 管理栄養科
2号委員 食育の推進に関連する 団体の代表者	青木 文治	南魚沼食品衛生協会
	千喜良たまき	新潟県栄養士会魚沼支部
	若井 貞子	南魚沼市食生活改善推進員協議会
	勝又 貴子	みなみ魚沼農業協同組合 経済部生活課
	片桐 京	南魚沼市農業委員会
3号委員 教育関係の代表者	山田 豊	赤石小学校
	山田 英子	北辰小学校
	小杉 奏子	六日町学校給食センター
4号委員 行政機関の代表者	原 聡子	南魚沼地域振興局健康福祉環境部地域保健課
	齋藤 克久	学校教育課六日町給食係
	廣田 義仁	商工観光課
	須藤 裕美	子育て支援課
	井口 芳子	子育て支援課四十日保育園
5号委員 一般の代表者	内田 裕子	





---

発行 南魚沼市  
編集 南魚沼市 福祉保健部 保健課  
〒949-6696  
新潟県南魚沼市六日町180番地1  
電話 025-773-6811 / FAX 025-773-6839  
<https://www.city.minamiuonuma.niigata.jp>